3　この協定は、五年間効力を有し、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、その効力は、毎年自動的に延長される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十三年七月四日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
林景一

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府のために
ウィリアム・ヘーグ

○外務省告示第二百六十九号

平成二十五年七月十九日にルクセンブルクで、所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約を改正する議定書によって改正された条約に関する次の書簡の交換がルクセンブルク大公国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十五年八月十八日に効力を生ずる。

平成二十五年八月二日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千十年一月二十五日にルクセンブルクで署名された所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約を改正する議定書によって改正された千九百九十二年三月五日にルクセンブルクで署名された所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約（以下「条約」という。）に言及するとともに、両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

1　条約第二十五条の規定に関し、「ルクセンブルクの法律に基づいて同様の租税上の特別な待遇を享受するその他の法人」には、二千七年五月十一日の法律の適用を受ける家族資産管理会社を含む。

2　条約第二十八条の規定に関し、条約第二十五条の規定は、両締約国が二千七年五月十一日の法律の適用を受ける家族資産管理会社に関する情報の交換を妨げるものと解してはならない。

本使は、前記の了解がルクセンブルク大公国政府により承認される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の取極を構成するとともに、その取極がこの書簡の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、(i)源泉徴収される租税に関してはその取極の効力発生の日以後に租税を課される額及び(ii)源泉徴収されない所得に対する租税に関してはその取極の効力発生の日以後に開始する各課税年度の所得に適用されるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年七月十九日ルクセンブルクで

ルクセンブルク大公国駐在
日本国特命全権大使　西ヶ廣渉

ルクセンブルク大公国
財務大臣　リュック・フリーデン閣下

（ルクセンブルク側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ルクセンブルク大公国政府に代わって前記の了解を受諾したことを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の取極を構成し、その取極がこの書簡の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、(i)源泉徴収される租税に関してはその取極の効力発生の日以後に租税を課される額及び(ii)源泉徴収されない所得に対する租税に関してはその取極の効力発生の日以後に開始する各課税年度の所得に適用されるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年七月十九日ルクセンブルクで

ルクセンブルク大公国
財務大臣　リュック・フリーデン

ルクセンブルク大公国駐在
日本国特命全権大使　西ヶ廣渉閣下

○農林水産省告示第二千三百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年八月二日

農林水産大臣　林　芳正

○国土交通省告示第七百六十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月二日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間
北海道縦貫自動車道函館名寄線	千歳市字平和一〇〇六番二一〇から同市字平和一〇〇六番二一一まで

供用開始の期日	平成二十五年八月三日十五時

○国土交通省告示第七百六十七号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十五年八月三日から八月四日までの毎日午前六時から午後七時までの間に限る。）。

平成二十五年八月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

福岡県柳川市本城町一番五地先所在の黒門橋を中心とする半径六百メートルの区域内にある水域（水郷柳川の水の祭典実行委員会が主催する柳川ソーラーボート大会で使用される水域に限る。）

○国土交通省告示第七百六十八号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

附則第三項の表一の項及び三のイの項利率欄中「一・二パーセント」を「一・三パーセント」に改める。

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県球磨郡錦町大字一武字宮ノ谷四六八五の一・四六八五の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び錦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示は、公布の日から施行し、独立行政法人都市再生機構がこの告示の施行の日以降に締結する独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第百五十五号

航路標識の設置及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年八月二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	関門港前田沖仮設灯浮標
位置	
所在地	関門港下関区（下関導灯（前灯）の北東方約二・六キロメートル）
北緯	三三―五八―二八
東経	一三〇―五八―四〇